

定 款

五洋インテックス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、五洋インテックス株式会社と称する。
英文では GOYO INTEX CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 室内装飾用織物、船舶、車輛用織物の製造、販売
2. 壁装材料の販売
3. 室内装飾用品、家具、調度品の設計及び製造、販売
4. 室内装飾工事の請負
5. 建物の増改築、内外装工事及びリフォームに関する業務
6. 省エネルギー、環境衛生にかかる機器及び資材の販売及び施工業務
7. コンピュータソフトウェアの製造、販売、賃貸並びにコンピュータ関連機器の販売、賃貸
8. 不動産の賃貸
9. 衣服、寝具並びにかばん、装身具、ハンカチーフ等の身の回り品の製造及び販売
10. 化粧品、香水、石鹸、シャンプー等の日用品の販売
11. 書籍、雑誌、CD、DVD、文房具及び事務用品の販売
12. 生花、植木及び園芸用品の販売
13. 絵画、彫刻等の美術工芸品の販売
14. 広告代理店業務
15. サプリメント等の栄養機能食品の販売
16. 遺伝子検査等の事務代行業務
17. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行なう。
(2)やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、43,262,300株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得す

ることができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(2)当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会において選定する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2)前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて、随時、取締役会の決議に基づき招集する。

(招集者及び議長)

第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し議長となる。

(2)取締役社長に事故ある場合は、予め、取締役会の定めた順序により、他の

取締役が当たる。

(決議の方法)

第14条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以って行なう。

(2)会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以ってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第15条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

(2)前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 当会社の株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名押印、若しくは電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行なう。

(2)当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2)補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表及び役付取締役)

第21条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(2)当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役社長1名並び

に取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役若干名を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第22条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会によって定める。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故ある場合は、予め、取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。

(3) 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに取締役及び監査役に対し発する。但し、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

(取締役会規程)

第24条 当会社の取締役会に関する事項は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第25条 当会社の取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役が記名押印若しくは電子署名する。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第27条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以って行なう。

(監査役の任期)

第30条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第32条 当社の監査役の報酬等は、株主総会によって定める。

(監査役会の招集)

第33条 当社の監査役会の招集通知は監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第35条 当社の監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印、若しくは電子署名する。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期日とする。

(期末配当金)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第44条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 当社の期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。

(2)当社の未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

(附 則)

変 更	平成3年10月16日
変 更	平成5年2月5日
変 更	平成6年6月29日
変 更	平成8年6月21日
変 更	平成9年6月27日
変 更	平成10年6月26日
変 更	平成11年6月29日
変 更	平成14年6月27日
変 更	平成15年6月27日
変 更	平成16年6月29日
変 更	平成18年6月29日

変	更	平成21年 6 月26日
変	更	平成23年 6 月29日
変	更	平成24年 6 月28日
変	更	平成26年 6 月27日
変	更	平成29年 6 月29日
変	更	平成30年 6 月28日
変	更	平成30年10月 1 日
変	更	令和元年 5 月17日
変	更	令和 2 年 6 月30日